

令和6年度（2024年度）熊本県工事入札参加者資格審査における格付基準

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱第2条第2項に規定する格付基準について、次のとおり定めるものとする。

第1 令和5・6年度（2023・2024年度）の2か年有効な熊本県工事入札参加者資格を有している者

1 等級区分の資格要件

（1）総合点数の基準

格付に当たっては、令和5・6年度（2023・2024年度）熊本県工事入札参加者資格認定時（以下「令和5・6年度資格認定時」という。）の経営事項評価点数を建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の結果（熊本県知事許可業者は令和4年（2022年）10月1日から令和5年（2023年）9月30日の間、国土交通大臣許可業者は令和4年（2022年）7月1日から令和5年（2023年）6月30日の間に審査基準日（決算日）が属するもの。以下「令和5年度経営事項審査結果」という。）の総合評定値と入れ替え、第1の1の（3）に規定する技術事項等評価点数を加えた総合点数に応じて、令和5・6年度（2023・2024年度）熊本県工事入札参加者資格審査における格付基準（以下「令和5・6年度格付基準」という。）の総合点数の基準に基づきそれぞれの等級に格付けするものとする。

（2）格付要件

令和5・6年度格付基準1の（2）から（6）までの格付要件は変更せず、令和5・6年度資格認定時の状態により、格付を行う。ただし、令和5・6年度格付基準1の（2）の要件を、本基準による資格認定時に欠いている場合には見直しを行う。

（3）技術事項等評価点数

技術事項等評価点数は令和5・6年度資格認定時のものを変更しない。ただし、令和5・6年度格付基準2の（3）の又については、令和6年度（2024年度）熊本県工事入札参加者資格審査においては補正しない。

また、「建設業者の合併等に係る総合点数の算定に関する特例要領」（平成17年4月1日熊本県告示第380号。以下「合併等特例要領」という。）による加算がある場合には、技術事項等評価点数を随時に見直す。

さらに、令和5年（2023年）8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査を受審した場合にあつては、総合評定値を旧基準で再算定し、新基準との点差を補正する。

2 その他

（1）格付業種以外の取扱い

格付業種以外の業種については、令和5年度経営事項審査結果の総合評定値（合併等特例要領による加算がある場合には、総合評定値にその点数を加えたもの。）により順位付けを行う。

（2）経営事項審査を受審しなかった者又は審査未了者の取扱い

令和5年度経営事項審査結果を有していない者については、経営事項評価点数を0点として格付を行う。なお、令和5年度経営事項審査結果を有することとなった場合には、経営事項評価点数を当該結果に入れ替えて格付を見直す。

第2 令和6年度（2024年度）から有効な熊本県工事入札参加者資格を有する者

1 等級区分の資格要件

(1) 総合点数の基準

格付に当たっては、令和5年度経営事項審査結果における総合評価値に、2に規定する技術事項等評価項目及び数値により算出した技術事項等評価点数を算出のうえ、下表の最も下位の等級に格付けするものとする。

等級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	電気工事	管工事
A	1,404 点以上 1,076 点以上	1,225 点以上 986 点以上	1,249 点以上	1,037 点以上	980 点以上
B	746 点以上	873 点以上	944 点以上	855 点以上	841 点以上
C	746 点未満	757 点以上	944 点未満	855 点未満	841 点未満
D		757 点未満			

※土木一式工事及び建築一式工事にあつては上段がA 1等級、下段がA 2等級

2 技術事項等評価項目及び数値

(1) 主として請け負う建設工事の種類別工事成績

ア 熊本県発注工事の種類別平均工事成績

期間中に竣工検査を完了した熊本県発注工事について、下記の計算式に応じて点数を算出。なお、期間中に実績がない場合は加点なしとし、点数が負の数値の場合は減点となる。

工事種別	土木一式工事 舗装工事	電気工事 管工事	建築一式工事
期間 (検査日)	平成 31 年 (2019 年) 1 月 1 日～ 令和 5 年 (2023 年) 12 月 31 日	平成 26 年 (2014 年) 1 月 1 日～ 令和 5 年 (2023 年) 12 月 31 日	
倍率 算出	$Y=0.00000016363X+3$		≪当初契約額 5,500 万円未満≫ $Y=0.00000010909X+4$ ≪当初契約額 5,500 万円以上 1 億 3,200 万円未満≫ $Y=0.00000002597X+8.57196$
	X: 期間中に竣工した熊本県発注工事における当初契約額の最高額 Y: 倍率		
点数 算出	$\text{点数} = \{ (\text{対象工事成績の平均点} - 65) \times Y$		
	※当初契約額 5,500 万円以上は Y=12 で固定		※当初契約額 1 億 3,200 万円以上は Y=12 で固定

※倍率 (Y) 及び平均点は小数点以下を保持して計算し、計算結果から小数点以下を切り捨てたものを点数とする。

※合冊工事は関係工事の平均点を算出 (四捨五入により整数化) し、それを 1 件の工事と見

なして全体の工事成績を算出する。

イ 熊本県発注工事優良工事状況

(令和4年(2022年)1月1日から令和5年(2023年)12月31日まで)

区 分	点 数
工事成績85点以上	20点
工事成績80点以上85点未満	10点

※1年につき1件について評価する。

ウ 熊本県発注工事粗雑工事状況

(令和4年(2022年)1月1日から令和5年(2023年)12月31日まで)

区 分	点 数
工事成績65点未満	1件当たり△20点

(2) 信用の度合

区 分	点 数
令和4年(2022年)1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの間における指名停止	1月当たり△20点

※1月未満の端数は1月で算定する。

(3) その他

ア 公共工事(国、地方公共団体、公団等発注の元請工事)の完成工事高

区 分	点 数
500百万円以上	80点
400百万円以上 500百万円未満	70点
300百万円以上 400百万円未満	60点
200百万円以上 300百万円未満	50点
100百万円以上 200百万円未満	40点
50百万円以上 100百万円未満	30点
10百万円以上 50百万円未満	20点
10百万円未満	10点
工事なし	0点

※2年間平均の公共工事完成工事高に応じ算定する。

ただし、格付の適用年度の前々年度の経営事項審査未受審業者は直前の営業年度(1年分)における完成工事高により評価する。

イ 県関係研修会受講状況

区 分	点 数
令和4年(2022年)1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの間における熊本県建設技術センター主催の研修会出席状況	出席人数1人につき1点 (10点まで)

ウ 専門工事における完成工事高・完成工事高比率（舗装工事・電気工事・管工事のみ）

(7) 専門工事の平均完成工事高

区 分	点 数
5億円以上	50点
4億円以上 5億円未満	40点
3億円以上 4億円未満	30点
2億円以上 3億円未満	20点
1億円以上 2億円未満	10点
1億円未満	0点

※経営事項審査における専門工事の平均完成工事高により算定する。

(イ) 平均完成工事高合計に占める専門工事の平均完成工事高の比率

区 分	点 数
90%以上	90点
80%以上 90%未満	80点
70%以上 80%未満	70点
60%以上 70%未満	60点
50%以上 60%未満	50点
40%以上 50%未満	40点
30%以上 40%未満	30点
20%以上 30%未満	20点
10%以上 20%未満	10点
10%未満	0点

※経営事項審査における平均完成工事高合計に占める専門工事の完成工事高の比率により算定する。

エ 高度な技術を要する工事の実績

（平成21年（2009年）年4月1日から令和5年（2023年）12月31日まで）

区 分	点 数
トンネル工事	10点
PC橋上部工事	10点
基礎工事	10点
軟弱地盤処理工事	10点
管きょ推進工事	10点
ダム工事	10点

※土木一式工事の格付のみを加点対象とする。

※各工事の実績が1件以上ある場合に区分ごとに10点を加点する。

※該当する工事の工種は次のとおり。

- ・トンネル工事・・・NATM工法・矢板工法・シールド工法（下水道管等埋設工事含む）
（注：トンネル工事には河川トンネル工事を含む）
- ・PC橋上部工事・・・ホストン方式・プレテン方式（現場施工でプレストレス工を伴う）
- ・基礎工事・・・ニューマチックケーソン工・オープンケーソン工・鋼管矢板基礎工・深礎杭工・場所打杭（アースドリル工法など）
- ・軟弱地盤処理工事・・・サンドコンパクション工法・深層混合処理工
- ・管きょ推進工事・・・中大口径推進工法（呼び径800mm～）
- ・ダム工事・・・重力式コンクリートダム工・アーチ式コンクリートダム工・ロックフィルダム工
（注：ダム工事は多目的ダム・治水ダム・利水ダムに限る。治山ダム・砂防ダムは非該当）

オ エコアクション21の取得状況（令和5年（2023年）9月30日現在）

区 分	点 数
エコアクション21の取得	5点

※経営事項評価点数にISO14001の評価点数が含まれる場合は加算しない。

カ 事業活動温暖化対策計画又はエコ通勤環境配慮計画の取組状況

（令和5年（2023年）9月30日現在）

区 分	点 数
熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく「事業活動温暖化対策計画」又は「エコ通勤環境配慮計画」に任意で取り組んでいる者	各計画につき2点

キ 新規学卒者雇用の状況（令和5年（2023年）12月31日現在）

区 分	点 数
学校教育法に規定する学校又は専修学校を令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）までの間に卒業した者を採用し6か月を超える常勤雇用	1人につき4点 （16点まで）

ク 若年者の定着の状況（令和5年（2023年）年9月30日現在）

区 分	点 数
平成30年（2018年）10月1日から令和2年（2020年）9月30日までの間に満35歳未満の者を採用し3年以上継続雇用	1人につき3点 （12点まで）

ケ 大臣、知事表彰状況

区 分	点 数
令和4年（2022年）1月から令和5年（2023年）12月までの間における大臣又は知事の表彰	表彰1件につき10点

※表彰者が大臣又は知事の場合に限る。

コ VE提案の採択状況

区 分	点 数
令和4年（2022年）1月から令和5年（2023年）12月までの間における採択状況	1件につき20点

※共同企業体（JV）による提案の場合は、出資比率により点数を按分する。

サ 舗装施工管理技術者（令和5年（2023年）9月30日現在）

区 分	点 数
1級舗装施工管理技術者	1人につき 5点
2級舗装施工管理技術者	1人につき 2点

※舗装工事の格付のみを加算対象とする。

シ 舗装用機械の保有状況と施工体制（令和5年（2023年）9月30日現在）

対象機種	規格	点数
アスファルトフィニッシャー	舗装幅1.4m以上	20点
① マカダムローラー	質量10t以上	10点
② タイヤローラー	質量8t以上 公道自走式	10点
③ モーターグレーダー	ブレード幅3.1m以上 公道自走式	10点

※舗装工事の格付のみを加点対象とする。

※①～③の3機種は、アスファルトフィニッシャーを保有する者のみに加点する。

※同種の機械を複数台所有していても、加点対象は1台のみとする。

※機械の自社保有（令和5年（2023年）9月30日）が確認でき（専属リースを含む）、令和5年（2023年）9月30日現在で主に舗装工事に従事する常勤の運転手（資格取得者）を3人以上雇用している場合に加点する。

運転手の資格取得状況	下記1及び2のいずれの条件も満たしていること
	<p>1 大型特殊免許を有すること。</p> <p>2 労働安全衛生法第61条による技能講習[車両系:整地・運搬・掘削]を修了している、又は労働安全衛生法第59条による特別教育[締固用機械]を修了したこと。なお、技能講習[車両系:整地・運搬・掘削]を修了したことと同等と認められる場合は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械[整地・運搬・積込及び掘削用]運転技能特例講習、車両系建設機械運転技能特例講習、車両系建設機械[整地・運搬・積込及び掘削用]作業安全技術教育、車両系建設機械[整地・運搬・積込及び掘削用]運転業務従事者安全衛生教育のいずれかを修了したこと。 ・建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定1級又は2級（6種は除く）に合格したこと。 ・職業能力開発促進法による職業訓練等のうち、建設機械運転科又は建設機械整備科の訓練（通信の方法によって行う者を除く）を修了したこと。

ス 社会的貢献度

(ア) 障がい者の雇用状況（令和5年（2023年）6月1日現在）

区分	点数
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が適用される者	法定雇用率を達成している場合 5点
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が適用されない者	障がい者を1人以上雇用している場合 5点

※「テ ブライト企業の認定状況」において加点されている場合は、加点しない。

(イ) 男女共同参画の推進状況（令和5年（2023年）9月30日現在）

区分	点数
就業規則において育児休業制度及び介護休業制度の両制度を設けている場合	5点

※「テ ブライト企業の認定状況」において加点されている場合は、加点しない。

(ウ) 社会貢献活動の状況（令和5年（2023年）12月31日現在）

区 分	点 数
①常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している者又は熊本県内市町村の消防団協力事業所の認定を受け、表示証の交付を受けている者	常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している人数 1人：2点 2人：3点 3人以上：4点 熊本県内市町村の消防団協力事業所の認定を受け、表示証の交付を受けている者 1点 (上限5点)
②保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者	5点

2項目で10点を上限

(イ) 防災協定の締結状況（令和5年（2023年）9月30日現在）

区 分	点 数
県と防災協定を締結している場合	20点
熊本県内市町村と防災協定を締結している場合 (県と防災協定を締結している場合を除く)	5点

※県との防災協定は、(一社)熊本県建設業協会、(一社)熊本県法面保護協会、(一社)熊本県造園建設業協会、(一社)熊本県測量設計コンサルタント協会、(一社)熊本県地質調査業協会、(一社)熊本県電設業協会、熊本県電気工事業工業組合、熊本県管工事業組合連合会、(一社)熊本県メンテナンス協会、(一社)熊本県道路保全協会のいずれかの団体に参加している場合に加点する。市町村との協定は、市町村と直接協定を締結している場合若しくは協定を締結する団体に参加している場合に加点対象とする。

セ 不当要求防止責任者講習の受講状況

区 分	点 数
平成31年（2019年）1月1日から令和5年（2023年）12月31日までの間に従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者	3点

ソ 新分野進出の状況

区 分	点 数
令和4年（2022年）1月1日から令和5年（2023年）12月31日までの間における新分野進出の状況	10点

タ 新技術開発等への取組状況

(平成31年（2019年）1月1日から令和5年（2023年）12月31日まで)

区 分	点 数
特許権の設定登録	1件につき10点
NETIS（新技術提供システム）への登録	1件につき5点
熊本県新技術・新工法活用促進支援工法への登録	1件につき3点

チ 労働安全に関する取組状況

区 分	点 数
令和4年(2022年)1月から令和5年(2023年)12月までの間における建設業労働災害防止協会熊本県支部又は林業・木材製造業労働災害防止協会熊本県支部が実施した技能講習及び安全衛生教育の受講状況	出席人数1人につき1点 (10点まで)

※「林業・木材製造業労働災害防止協会」が実施する講習等は刈払機、玉掛、チェーンソー、クレーンの取扱いに係る講習等に限る。

ツ 総職員数

区 分	点 数
令和5年度(2023年度)経営事項審査の審査基準日における総職員数	$\text{総職員数} \times \text{当該業種平均完成工事高} / \text{全業種平均完成工事高} \times 1.2$ (60点まで)

テ ブライト企業の認定状況(令和6年(2024年)1月31日現在)

区 分	点 数
ブライト企業に認定されている場合	20点

ト 熊本県SDGs登録制度の登録状況(令和6年(2024年)1月31日現在)

区 分	点 数
熊本県SDGs登録制度に登録されている場合	5点

ナ 令和5年(2023年)8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査を受審した場合にあっては、総合評定値を旧基準で再算定し、新基準との点差を補正する。

第3 その他

本基準による格付の有効期間は、令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までとする。